

令和2年度 第4回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：令和3年1月25日（月） 午後1時30分～午後2時30分

場 所：酒田市役所 3階 第一委員会議室

出席者：小松 麻美 委員、佐々木 大祐 委員、佐藤 恒夫 委員、伊藤 かほる 委員、  
阿曾 眞由美 委員、池田 香 委員、遠山 茂樹 委員、古川 美紀 委員、  
高橋 剛 委員、梅津 勘一 委員、村上 成起 委員、佐藤 康一 委員  
以上12名

欠席者：兵藤 陽子 委員、渡部 芳久 委員 以上2名

事務局：企画部長、都市デザイン課

傍聴者：報道関係 1名

- 
- |                |   |
|----------------|---|
| 1 開 会          | 事務局より、本審議会が酒田市景観条例第35条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしていることを報告。  |
| 2 あいさつ         | 企画部長  |
| 3 諮 問          |   |
| 4 議 事          |   |
| (1) 議第1号<br>議長 | (仮称)山形県遊佐町冲着床式洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について<br>これより議事を進めます。初めに審議会の進め方について、事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局            | 本日の議案の審議に入る前に、前回に委員の皆様からいただきました意見に対しての報告をさせていただき、その後、本日の案件に入りたいと思います。<br>本日の案件については、事業者の配慮書について、事前に委員の皆様よりお目通しいただいていると思いますので、概要のみ説明させていただきます。<br>また、今回は、事前に事業者あてに委員から質問がございましたが、追加で質問がございましたら、事務局で答えられる範囲で、説明させていただきたいと思います。<br>最後に、委員の皆様より今回の案件について意見を賜りたいと思います。 |
| 議長             | 只今事務局より説明ありましたとおり、前回委員より出された意見に対しての報告を頂き、概要の説明を行い、事業者への質問がございましたら事務局で説明し、その後に、議第1号「(仮称)山形県遊佐町冲着床式洋上風力発電事業計画段階配慮書について」を審議することといたします。<br>皆さんよろしいでしょうか。  |
| 委員             | 異議なし  |
| 議長             | ありがとうございます。それでは、事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局            | 説明<前回委員より出された意見に対しての報告について><br>説明<遊佐町沖洋上風力発電の配慮書の概要について>  |
| 議長             | それでは、皆さん事務局からの配慮書の説明に対して質問等はございますでし   |

ようか。

今回は事業者が出席しておりませんので、事務局で答えられる範囲での回答となりますので、よろしくお願いします。

委員

昨年から審議会で審議された内容以外に、国または県から、景観条例や法律上の変更点はありますか。

事務局

現時点で変更があったという話は聞いておりません。

議長

ありがとうございます。他に質問のある方は挙手をお願いします。

委員

本編のP 6 5、海底の底質の状況という図で、酒田市宮海、遊佐町比子に海岸線が飛び出しているところがあり、実は今、県でこの砂浜が削られているということもあって事業をしている場所なんです。この冊子を見ますと、風力発電の事業用地も同じ砂質になっていますので、もしかすると何らかの影響があって、この砂質全体が影響を受けることも想定されます。

今回最大52基の設置を検討しており、本編P 2 6 5の風車の配置の例で海岸線に平行に並べるようですが、例えば上の図では風車間隔は696mで、間隔がかなり離れている気がします。しかし、風車の羽の直径の最大が222mということもあり、そんなに離れてはいないのではないかと思います。

こういったものは海からみると風力発電は小さくて影響はあまりないかもしれませんが、今後、方法書、準備書の中で影響がなかったとなればそれでいいと思うので、やはり配慮書にはぜひ書いたほうがよいのではないかと思います。

次に、本編P 1 4 4に主な人と自然とのふれあいの活動の場の表に、宮海海水浴場、遊佐十里塚海水浴場が記載されています。これが景観の主要な視点場としても設定されています。P 2 5 4の計画段階配慮事項の選定の表で、人と自然との豊かなふれあいの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素のところ、上が景観、下が人と自然との触れ合いの活動の場ですけど、主要な視点場に活動の場が挙がっているのに、右側のグレーのところには○が書かれていない(計画段階配慮事項として選定されていない)。○はあくまでも参考項目とのことですが、P 2 5 5に非選定の理由が書いてあり、事業実施想定区域に人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないとありますが、海水浴場はそこからいろいろなものを見て楽しんでいるわけなので、これをなぜ選ばないのかが非常に疑問で、ここでは風車を建てる場所がないから、ということを経由としているわけですが、動物については、区域外の周囲に生息しているものについても考慮し選定しているわけなので、当然海水浴場からは見えるわけなので、ここも○をつけて然るべきかなと思いました。

次に、P 1 6 4からP 1 7 6まで船舶の通行量の図に、船が一か月に6隻から30隻通っているところが青く示されています。船舶から砂浜や防砂林や鳥海山や風力発電を眺めることになるので、その人たちにとっても景観は大きく変わることになると思います。飛島航路については主要な眺望点に入っていますので、同じ海上の視点として、船舶が通行している青いところのどこかにも主要な眺望点を定めていいのではないかと考えました。

それから、配慮書の中で眺望という表現を使っていながら、今回の配慮書で検討しているのは、あくまでも風車の縦方向、垂直方向の角度だけしか検討していないので、眺望というのは横の広がりもあるわけですし、見るものの関係性でよい景観とか評価が出てくると思いますので、ガイドラインに書いていないことを検討してもいいのではないかと思います。

最後に、この配慮書は環境保全の視点でまとめられている気がしまして、新たな視点を創造する観点でぜひ配慮事項を設定していただきたいと思いました。今

日の新聞に鳥海山と風車が写っている写真がありました。こういう写真を撮っているということは、ある程度風車にも価値を見出しているのかもしれないので、ぜひ今後、配慮書をつくる事業者には新たな景観をつくるという視点の配慮事項をいれていただくといいのかもしれないと思いました。

事務局

今のご意見については、現段階でお答えはできませんので、今日は預からせていただき、関係機関と協議、調整をさせていただきたいと思います。  
また、環境部分のご意見については、環境審議会に伝えたいと思います。

議長

ありがとうございました。ほかにご質問ありませんでしょうか。

委員

眺望点についてですが、これまでの事業者とすべて同じ箇所か、それとも各社で異なっているのでしょうか。

事務局

眺望点については、各種文献等を参考にして精査することになっており、今までの事業者では微妙に異なっているようです。

委員

主要な眺望点の18飛島航路について、海、飛島、クルーズ船から見たときの部分を配慮していただきたい、というご意見をするのは可能でしょうか。

事務局

ご意見をいただくことについては、問題はないものと思います。

委員

飛島は眺望点に入っていないので、眺望点に増やしていただきたいと思いました。

事務局

酒田市長の意見として検討したいと思います。

議長

他にございませんでしょうか。  
それでは、そろそろ予定されている時間になりましたので、この辺で質問は終わりたいと思います。  
次に、配慮書に関しまして、何かご意見ございませんでしょうか。

委員

閲覧について、インターネットで見ましたけど、インターネットエクスプローラーが入っていませんので、表紙も目次も見れません。過去に（事業体が）、いろんな意見を受けて直ちに、すべてのブラウザで見られるように変更した実績もあります。確かに今までの事業体との公平性、平等性といったものがあると思いますが、やはり、メールでの受付をしないというのもそうですが、もっと広く情報公開する姿勢が、私は足りないと思います。  
次に、環境影響評価法が99年に施行されて、2013年に変更されています。その変更の中身というのは、風力発電事業を環境影響評価の対象にしたことと、配慮手続きの明確化、法制化したということです。配慮手続きの核は、複数の案を示すことを基本として、ということです。あくまでも早期の段階で、柔軟な変更の対応を可能にするために複数案の検討をせよ、というのが配慮書の法変更の核だったわけですが、これまでの事業体すべて同じ（複数案を示していない）です。なぜ法改正までして、こういった手続きを法制化したかという法の精神を相変わらず軽んじているな、と私は思います。そして、複数案を示さないのであれば、一つの案を示すべきですが、複数案も示さなければ、一つの案も示さない。  
今回初めて概要書の56ページに、9.5メガワットの52基建てる場合と、14メガワットを30基建てる場合の案が出てきましたけども、当然こういったシミュレーションというのは、事業体はおこなっているのであって、例えば最大

の時はこのように見えますよ、というフォトモンタージュなどは技術的にできないわけではないです。けれども、前回の審議会での質問事項に対する回答としては、まだ未確定な段階で混乱を招く、あるいは住民の不安を招くといった理由で見せない。本当はイメージを示せるはずなのに、それを見せないというのは、やはり情報公開をする姿勢という点から、非常に私は不満を感じます。

次に、ずっと違和感を抱いてきた点ですが、主要眺望点のみでガイドラインに沿って、配慮書をつくっていますが、私が感じる違和感というのは、日常的景観です。酒田市の十里塚、集落のいたるところから県営、市営の風車が6本並んでいて、こんなに近かったのかとみんなびっくりします。日常的にそれを見ながら農作業とか生活、通学、通勤するわけですので、主要眺望点だけでない地域住民の生活の場から、どのように見られるのかがガイドラインにないことが不満な点です。

最後に、概要書の89ページ、評価の総括表があります。風車が視認される可能性があって、影響が懸念されるが、という、これまでの事業者も全部同じ言い回しです。けれども、色彩や配置など、そういったものを考慮することによって、重大な環境影響を回避または低減することが可能と評価する、というような、すべて言い切った書き方です。

今まで飛鳥しか見えない、広々とした庄内の海に、こういった高い構造物が何十本と建てば、景観に対する影響がないわけがないです。それを、本数、色を変えたくらいで軽減できるというのは、普通に考えたらありえない話ですが、調査する前の配慮書の段階から低減することが可能と評価するというものの言い方はすべての項目がそうです。配慮書段階で影響ないと評価するものの言い方は、ずっと違和感があったんですけども、今までの配慮書すべて同じです。ですから、結論ありきで進められている気がしまして、方法書で初めてフォトモンタージュが出てきたとしても、方法書というのは後戻りできない段階ですので、先ほども言いましたが、配慮手続きがなぜ法改正して出てきたかと言えば、早期の段階で柔軟な変更を可能にするためという、そのためにわざわざ法改正をされた、そのことが非常に私は軽んじられていると思います。

議長

ありがとうございます。他にご意見がありましたらお願いします。

委員

方法書にもガイドラインがある気がするのですが、方法書もガイドラインに沿ってつくったりする懸念がないでしょうか。ガイドラインは配慮書だけにあるのですか。

事務局

すべての段階において、記載すべき内容というか項目というか、章立てについての一定程度の方向性はございます。

委員

そうすると、その通りしか作らない気がします。本当にそれでいいのかと思うのですが。

事務局

今のご意見が現実としてはあるのではないかと思います。  
この配慮書の段階でありきの言い回しになっているということについて、事業者の立場からみれば、事業をすることを目的に調査を行い、止めることを前提とした書きぶりにはなっていないと理解しております。  
ただ、計画段階で中止をするというものもございます。  
また、今回については、一般の風力発電事業と若干異なり、初めから場所、エリアが決まっているため、こういう書きぶりになっていると理解します。  
さらに、当方はこれに対して意見を求められている立場になりますので、そういうことも含めてご意見をいただいたものを精査し市の意見として出していくた

いと思っているので、気になる部分がありましたら意見としていただきたいと思  
います。

議長 他にご意見のある方は挙手をお願いします。

委員 (なし)

議長 ないようでしたら、今、皆様からいろいろご意見をいただきましたけれども、  
本審議会に求められていることは、配慮書について、市長が県知事に回答するた  
めの参考意見という位置づけですので、ひとつにまとめる必要はないと判断しま  
て、委員のみなさんから出された多くの意見の趣旨を取りまとめて景観審議会の  
答申とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、答申書に関しましては、私のほうにご一任いただきたいと存じますがそ  
れでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(2) その他

議長 次に(2)のその他ですが、委員のみなさまから何かありますでしょうか。

委員 (なし)

議長 それでは、以上を持ちまして審議を終了といたしまして、進行を事務局にお返  
しします。

5 その他

事務局 次に、5その他ですが、委員のみなさま何かございますでしょうか。

委員 (なし)

6 閉 会